平成３０年（フ）第１００号
神戸市西区今寺16番地の12、前住所兵庫県明石市小久保６丁目12番地の10　マンションビクトリーＴ－２号
債務者　恵工務店こと　惠　　雄一
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　精一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１９４３号
大阪府守口市大枝東町10番５―101号、前住所大阪市淀川区西宮原１丁目６番60―406号
債務者　榎並　嗣永
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　喜多　鉄春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４７６号
大阪府吹田市垂水町３丁目31番14―303号
債務者　渋谷こと　澁谷　　学
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝上　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１４０号
北海道亀田郡七飯町大川４丁目12番７号
債務者　川合美香子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１６９号
北海道茅部郡森町字本町87番地１
債務者　菊地　　真弓
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１７５号
北海道亀田郡七飯町字峠下656番地11
債務者　佐藤　　優
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１７７号
函館市上湯川町54番20号　芳里荘　２Ｆ左
債務者　福本　　寛
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１７８号
函館市弁天町23番15号　豊荘　203号室
債務者　蛯子　和子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１８０号
函館市美原３丁目12番12―101号
債務者　小松　隆子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第３７号
岐阜県大垣市浅草３丁目30番地２　エトワール浅草Ａ　101
債務者　伊藤紀代美
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第９８号
岡山県倉敷市福井62番地14　コーポラス　ワタナベ203号
債務者　所司　昌美
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第４８５号
埼玉県川口市北原台１丁目17番14号　203、旧住所埼玉県川口市北原台１丁目17番14号　ハイツ荻島103
債務者　岡元　　宏
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１２２号
千葉県成田市加良部４丁目22番地（４棟201号）
債務者　外沢登代江（旧姓奈柄）
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１２７号
千葉県成田市本城159番地２（レオパレス富光Ⅲ212号）
債務者　大澤　隆祐
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１３０号
千葉県成田市桜田1059番地３（なのはな荘101号）
債務者　堀内　欣吾
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１３４号
千葉県印旛郡栄町北辺田201番地
債務者　藤江　敏子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１３８号
千葉県成田市台方279番地
債務者　磯山　紘一
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１５３号
千葉県八街市八街い166番地101
債務者　早見　則行
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部